函館地区高等学校バドミントン部顧問　様

函館地区バドミントン協会審判委員会

準３級から３級への公認審判員資格移行手続きについて

　標記の件について、公認審判員資格登録規程第４章第１５条に記載の通り、準３級公認審判員資格取得者は、満１８歳になった翌年度中に所定の手続きをすることで、改めて検定試験を受けることなく３級公認審判員資格へ移行することができます。

　さらに、希望次第でこの手続きを満１８歳になる年度内に完了すれば、資格登録料

〔３年間で５，０００円（税別）〕が免除され、資格認定申請料〔２，０００円（税別）〕のみで移行できるという特典があります。

　現在、大学生や全日本社会人、全日本シニア等で公認審判員資格の取得義務化がなされるなど、審判員資格の必要性が高まりつつあります。高校生の皆さんにもメリットがありますので、高校在学中に３級へのスムーズな移行をおすすめします。登録手続きは下記の通りです。

記

１．提出書類

　　　３級公認審判員資格登録(準３級からの特別移行)申請用紙

２．資格認定申請料

　　　１人あたり２，２００円（２，０００円＋税）

　　　　・支払い方法については後日お知らせします

３．手続方法

　　　各学校でとりまとめて、申請用紙を下記へ郵送もしくはＦＡＸ、メールで提出して下さい。

　　　　※**誤入力防止と事務作業の簡易化のため、極力メールでの申し込みをお願いします。様式は**

**ホームページよりダウンロードできます。**

　　　　〒０４２－８５８８　函館市湯川町２丁目４３番１号

　　　　　　函館大学付属有斗高等学校内　橋　上　直　人　宛

　　　　　　ＴＥＬ：０１３８－５７－１３８１　ＦＡＸ：０１３８－５７－２１７４

　　　　　　Ｅ-mail：hasigami@yuto.nomata.ac.jp

４．提出期限　　令和２年１０月２６日（月）